

不適正経理の分類が重複していた場合の分類方法（第1回委員会資料-4 補足説明）

○ 不適正経理の分類

分類	内容	考え方
a	会計年度の異なる支出	「翌年度納入」「前年度納入」といった支出命令書等の内容と同じ物品であるが、納品日と会計年度が異なる支出
b	消耗品等の差替え	支出命令書等の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの又は印刷に伴う作業料（ファイリングや折函など）や送料、廃棄料など本来役務費で支払うべきものを需用費で支払っていたもの
c	備品等の差替えで現物確認できたもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち、職場において現物を確認できるもの（備品台帳で廃棄処分の確認ができるもの、複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）
d	備品等の差替えで現物確認できないもの	支出命令書等（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち、現物を確認できないもの
e	備品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる備品等が納入されたもののうち、公金の支出として不適切なもの
f	消耗品等の差替えで公金の支出として不適切なもの	支出命令書等の内容とは異なる消耗品等が納入されたもののうち、公金の支出として不適切なもの
g	私的流用の疑いがあるもの	支出命令書等の内容とは異なる物品等が納入されたもののうち、私的流用の疑いがあるもの

○ 考え方

（例1）支出命令書の件数は、金額の多い方へ計上し、金額はそれぞれの区分へ計上した。

- ①実際は20年3月31日にデジタルカメラを納品させたにもかかわらず、品名をトナーに差替えた。
- ②実際は20年4月8日にメモリーカードを納品させたにもかかわらず、納品検査日を20年3月31日と記載した。
- ⇒以上の2件について、納品検査日20年3月31日、支出額40,000円として1件の支出命令書にまとめて支払った。

ア. 業者の得意先元帳

得意先元帳							
得意先：神戸市〇〇局△△課							
	日付	商品名	数量	単価	売上金額	入金額	売掛残高
①	20/03/31	デジタルカメラ	1	30,000	30,000		30,000
②	20/04/08	メモリーカード	1	10,000	10,000		40,000

イ. 市の会計書類

	起案日	納品検査日	品名	数量	単価	金額
①	20/03/31	20/03/31	トナー	1	30,000	30,000
	20/03/31	20/03/31	メモリーカード	1	10,000	10,000

⇒この場合、①はデジタルカメラの差替えであり、「c. 備品等の差替え」に該当する。

②は「翌年度納入」であり、「a. 会計年度の異なる支出」に該当する。

1件の支出命令につき、「a」が10,000円、「c」が30,000円該当する。

⇒金額は、それぞれに分類した。

件数は、重複を避けるため、金額の多い「c」分類に1件と計上し、「a」分類は0件とした。

(例2) 「a」とそれ以外(「b」～「g」)について、二重計上を避けるため、便宜上アルファベットが後の方へ計上した。

実際は20年4月8日にメモリーカードを納品させたにもかかわらず、納品検査日を20年3月31日と記載し、品名をファイルに差替えた。

ア. 業者の得意先元帳

得意先元帳							
得意先：神戸市〇〇局△△課							
	日付	商品名	数量	単価	売上金額	入金額	売掛残高
①	20/04/08	メモリーカード	1	10,000	10,000		10,000

イ. 市の会計書類

	起案日	納品検査日	品名	数量	単価	金額
①	20/03/31	20/03/31	ファイル	50	200	10,000

⇒この場合、メモリーカードの差替えであり、「b. 消耗品等の差替え」に該当するとともに、「a. 会計年度の異なる支出」に該当する。

⇒ただし、「a」「b」両方に計上すると不適正経理額が二重計上になるため、「b」に件数、金額を計上した。(アルファベット順で後に出てくる分類に計上)